

## ロッカーの利用要領

平成 22 年 1 月 7 日

教 授 会 承 認

この要領は、大学院人文社会系研究科・文学部三友館利用内規第 11 の規定に基づき、ロッカーの利用について定める。

### 1. 目的

文学部および人文社会系研究科に所属する学生の勉学上必要な諸物品の保管を目的とする。

### 2. 管理

- ① 学生委員会が管理する。
- ② 学生委員会は学生の所属する研究室に当該学生の利用するロッカーの管理を委託する。

### 3. 利用資格

利用者は文学部および人文社会系研究科に所属する学生に限る。

### 4. 貸与条件

ロッカーは使用者毎に 1 個を貸与する。

### 5. ロッカーの指定

- ① ロッカーは、学生委員会が各研究室に配分し、各研究室は学生が利用するロッカーを指定する。
- ② 利用希望者が多い場合は、学部学生を優先する。

### 6. 貸与期間

貸与期間は、毎年 4 月から翌年 2 月末までとする。

### 7. 損害賠償

- ① 利用者が故意または過失によりロッカーを損傷した場合は、その修理または購入に要する費用は利用者の負担とする。
- ② ロッカーに保管した物品が紛失した場合は、本研究科・学部はその責めを負わない。

### 8. 危険物、放置物品および残留物品の処分

- ① 理由の如何にかかわらず、危険物等他の利用者が被害を受けるおそれのあるものを保管してはならない。見つけた場合は処分する。処分費用は利用者に請求する。
- ② ロッカー周辺に放置されている物品や、貸与期間終了後ロッカー内に残留している物品は、所有権が放棄されたものと見なし、処分する。

### 9. その他

ロッカーの利用について問題が生じたときは、すみやかに各研究室を通じて学生委員会に連絡すること。